(1) 議案第54号 (2) 議案第58号 (3) 議案第59号 (4) 議案第65号

武蔵野市個人情報保護条例の一部を改正する条例 武蔵野市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 武蔵野市市税条例の一部を改正する条例 平成29年度武蔵野市一般会計補正予算(第1回)

第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部

予算総則 (5) 陳受29第9号 武蔵境駅北口市有地有効活用事業に係る疑惑に対して真相究明を

求めることに関する陳情 (6) 調査事項(行政報告)について

○午前10時00分 開 会

【深沢委員長】 ただいまより総務委員会を開会いたします。 （略）

日程第1、議案第54号 武蔵野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。 直ちに質疑に入ります。

【笹岡委員】 おはようございます。よろしくお願いいたします。 107ページ、今回、個人情報保護条例の一部を改正する条例として上がっておりますが、内容につい

て何点か確認させていただきたいと思います。

まず、新しく改正後にあります文言の中の、**個人情報と匿名加工情報と要配慮個人情報の違い**を伺いたいと思います。

プラスで、**本人の同意**はどこまで入ってくるのかということと、**第三者への提供**についてもこの3つに対して違いはあるのか。

**また、一番大切なことは、個人情報保護の観点というのがこの条例改正によ って厚くなったかどうか**と思うのですけれども、そこのところの御見解を伺いたいと思います。

【小島市民活動担当部長】 まず、文言のことでございますが、定義ということでよろしいでしょう か。まず、個人情報と個人識別符号、それから要配慮個人情報が条例のほうには入っておりますが、先 ほど委員おっしゃった非識別加工情報というのは、法律のほうに入っている文言でございますが、その 部分も含めて説明をということでよろしいでしょうか。はい。

まず、個人識別符号につきましては、今回、個人情報の定義ということで、こちらについては個人情 報保護法、それから行政機関個人情報保護法で定める、今まで照合することにより個人情報として扱っていた文字、番号、記号、符号のうち、単独でも特定の個人が識別できるものを法令で定められたもの というのが個人識別符号でございます。

次に要配慮個人情報でございますが、要配慮個人情報とは、個人情報の中で不当な差別や偏見その他 の不利益が生じないように、その扱いに特に配慮を要するものとされた個人情報を要配慮個人情報とい います。

それから非識別加工情報でございますが、**非識別加工情報というのは、今回この法改正により、国は、 利用価値が高いとされているパーソナルデータといったものの利活用に資するための部分として、個人の権利、それから利益の保護に支障がない範囲において個人情報から特定の個人を識別できないように 処理したものを非識別加工情報ということになっております。**

それから本人の同意ということでございますが、これについては、今までと同じように、本人の同意、 目的外利用については同じような取り扱いということで禁止という形になっております。

それから、個人情報の第三者への提供でございますが、これについては、非識別加工情報について個 人がわからないような加工をして民間事業者に提供するための仕組みとして、法の中では入っております。以上でございます。

 【深沢委員長】 もう1点、保護の観点。

【小島市民活動担当部長】 申しわけございません。個人情報の保護が厚くなったかどうかというこ とでございますが、これについては、**個人情報の定義の明確化ということで、厚くなったということで よろしい**かと思います。

以上でございます。

 【笹岡委員】 わかりました。これはそもそもが、これは長いのですよね、「行政機関等の保有する個 人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の 実現に資するための関係法律の整備に関する法律」ということで、調べますと、

とにかく**ビッグデータを利活用して、今後、自治体が持っているビッグデータは、さまざまな企業が欲しがるというか、新しい 情報の山としてさまざまなことが見込まれるために、それをもともとは利活用するため、うまく活用し ていくための改正だ**と思うのですけれども、

それと並行してというか、それよりも大切なこととして、 やはり**個人情報がしっかりと守られるのかどうか**というところだと思います。

これというのは、その個人情報の個人色を消すための加工といいますか、非識別加工情報と先ほどおっしゃいましたけれども、 **加工というのは、これは行政機関が責任を持ってやるものだという理解でよろしいのか**、というのを確認させてください。

**民間の提案を行政が適切に判断し、行政が加工を加えた情報を契約をした上でその 企業にお渡しするというような理解でよろしいのかが1点。**

**もう1点は、その情報を欲しがった事業者が不適格かどうかというのを判断するのも行政であるのかということが2点目。**

3点目が、その非識別加工情報というもの、加工されたものというのが**復元ができるのか**どうかというのが3点目なのですけれども、その3点をまず伺いたいと思います。

 【小島市民活動担当部長】 まず、今回の改正の趣旨でございますが、委員おっしゃるとおり、国は 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため に個人情報の保護の改正が行われたということでございます。

ただし、この個人情報の改正の中で、市 の個人情報保護条例に影響があるものとして、先ほど申し上げました**個人識別符号の定義と要配慮個人 情報の定義**を行っております。

非識別加工情報については、制度としては入っておりますが、今回の条例の改正には入っておりません。

ただ、非識別加工情報の内容ということでございまして、もし条例として入った場合は、**まずその自治体が、責任を持って行う**というものでございます。

また、**情報が復元されるかどうかというのは、復元されないような加工をしていくということで、国のほうは申しております**。

あと、相手方が不適格かどうかということについても、こちらの**自治体側で確認**をするということで ございます。

【笹岡委員】 御説明ありがとうございました。

ということは、**今後、さまざまなビッグデータが資源として、企業からしたら欲しい情報資源として扱われていくのだろう**なと、また、国としてもそれを **新たな産業の創出として、きっとAIも絡めた展開を期待しているのだろうなと思う**のですけれども、

やはりそれよりも大切なことというのは個人情報保護であり、要配慮個人情報の差別的な扱いを受けるかもしれないと配慮されるもの以外というのは、

**限りなく本人の同意がないままに、個人色を払拭しましたということで行政がオーケーを出したらば出ていってしまうものだと思う**のです。

現状で、今さまざまなところでポイントカード等も活用されていますけれども、あれとかタッチの交通機関のものですとか、あれもやはり大もとはビッグデータだと思いますし、そういった情報がやはり収集したいのだな とは思っているのですけれども、こういった流れの中、

これから個人情報を守らなければいけない行政 と、その個人情報とかビッグデータが欲しい企業や事業者との間で、行政がさまざまなことに責任を持っていかなければいけない、その後の悪用されたとか、第三者また第四者のところで結果的に悪用されてしまったとか、マイナンバーも一生懸命対策をしたけれども、流出している自治体というのは出ておりますよね。

そういったことを考えますと、**極めて自治体にとっては責任重大であり、非常に気をつけなければいけない流れだと思う**のですけれども、その見解を伺いたいと思います。

もう1点は、このビッグデータが利活用されるという分野は、いろいろ調べてみると、やはり**まずは ヘルスケア部門**なのかなと思いましたが、そちらのほうの御見解もあわせて伺いたいと思います。

【小島市民活動担当部長】 責任の所在というか、今後の考え方はどういう見解を持っているかとい うことでございますが、やはり委員おっしゃっているとおりでございまして、国はビッグデータという 資源、報道とかでは鉱脈を掘り当てるみたいなことも言われておりますけれども、今回条例で、この法 改正があった際に私どもが上程させていただいたのは、まずは定義をこちらについては明確にする。

ちょっとグレーのゾーンというか、その他のものということでグレーになっておりましたので、そこのところはしっかりと行っていく。

ただし、委員おっしゃっているとおり、利用価値が高いとされるパーソナルデータについては、まずは、その非識別加工情報を提供するための仕組みの整備をするように求められているのですけれども、国でもまだ行っておりませんし、ほかの自治体でも行っていないという状況もありますので、先ほど委員おっしゃっていたように**課題も多い**と思っております。このあたりについてはやはり国や近隣自治体の動向を見ながら検討を行っていく予定としております。

また、ヘルスケアの部分でございますが、これについては、要配慮個人情報の中で健康部分の情報を 規則で定めていく予定でございますので、そのあたりについてはしっかり個人情報を守っていきたいと 思っております。 以上です。

【笹岡委員】 最後に、おっしゃったとおりだと思いますし、これがまた今後どんどんと進んでいくのだと思います。また、AIの発達とかも絡めて、きっと私たちが考える以上に速いスピードで進んでいくのだと思いますけれども、やはり**くれぐれも慎重になっていただきたい**なと思っております。

特に 今、企業等も、やはり自治体が持っているビッグデータというのは本当に膨大なものであって、一企業が集められるもののレベルを超えているものが多く、ほとんどそうだと思うのですけれども、ですので、 さまざまな利活用になると思いますけれども、やはり**これはまず最初に市民の個人情報を守るという点で極めて慎重に行っていただきたいなと要望**して終わります。

〜他委員、略〜

【深沢委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。

議案第59号 武蔵野市市税条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり決することに賛成の方は 挙手を願います。

(賛成者挙手)

【深沢委員長】 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【深沢委員長】 日程第4、議案第65号 平成29年度武蔵野市一般会計補正予算(第1回)第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全部、予算総則を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

 【笹岡委員】 歳入において都支出金等も見込まれておりますが、内容は、児童福祉費補助金として、 待機児童解消区市町村支援事業補助金と、賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金といったものな どが充てられておりますけれども、待機児解消や保育環境を整備するために東京都がよりアクセルを踏んで進んでいくのかどうか、今後の見解を伺いたいと思います。

また、小池都知事は、2020年に向けた実行プランとして、平成31年までに保育サービスを7万人拡充するなどとおっしゃっていますが、今後の歳入の見込み等を伺いたいと思います。

【齋藤保育施設整備担当課長】 御質問いただきました。東京都のほうの見解というところなのですけれども、小池都知事のもとに、各市区町村の長も呼び出して2回ほど説明会等をやっているというところもございますけれども、一応今回、補正予算でお願いするところの待機児童区市町村支援事業補助金のほうは、ほとんどの多くの場合が東京都のほうの補助金が手厚くというところになっております。

東京都のほうもここに来てアクセルをもう一度踏み直しをして**、待機児童解消に向けて鋭意努力していくというところの方向性は非常に出ている**かなというふうに思っております。これ以外に、施設整備以外にも保育の質の部分でもというところで、非常に手厚いメニューも用意しておりますが、説明会が先日あったばかりで、具体的なところはまだ示されていない部分がございますので、また改めてその辺の利用できる部分を我々のほうでも活用しまして、待機児童ゼロに向けて、それから保育の質を維持向上 できるような形で対応していきたいと思っております。以上です。

【深沢委員長】 歳入の見込みは。

 【齋藤保育施設整備担当課長】 歳入の見込みですね。済みません、こちらの歳入の見込みなのです けれども、**今回我々のほうでは、待機児童解消加速化プランに参加している団体という形で武蔵野市は位置づけられております**。で

すので、国のほうの補助金に関しましても、**通常2分の1の補助割合のところが3分の2ということで一応手厚く補助されるような位置づけになっております**。

また、東京都のほうも、待機児の解消をするためにメニューがございまして、前年度の待機児童の数のゼロ~2歳児に 4月1日現在の待機児童数以上の定員拡充を行った場合とか、あとゼロ~2歳以上を150人以上の定員拡充を行う場合とか、このような形のメニューを設けておりまして、そのメニューをクリアした場合に関しましては、補助割合を拡充するというような形になっております。

今のところ、見込みとしては、 まだ堅目に我々も見ていかざるを得ませんので、事業者のほうの割合、補助の負担は8分の1となって おりますけれども、**そのメニューを2つ以上クリアするという形になりましたら**、事業者側のほうの負 担が16分の1ということで半額になりますので、そのような形で**東京都の歳入のほうもふえる見込み**と いうのも今後あろうかと思っております。 以上です。

【笹岡委員】 了解いたしました。歳入のほうもふえるということプラス、また保育の質に関しても 今後見込まれるのではないかというようなことだったので、ぜひその旨やっていっていただきたいと思 いますが、1つ要望いたしますのは、2017年4月25日に更新されている待機児童解消に向けた緊急対策 会議第2回というものが東京都でありまして、小池知事が出席しましたという記事がありました。

東京 都のホームページです。そこには、市町村からの要望も出されていると。市区町村長等からは、賃借料 補助の期限延長や小規模保育所や幼稚園の支援、認可手続の簡素化、規制緩和などについて意見、要望 が出されましたとありました。武蔵野市の特性を十分に都知事にもお伝えいただくことは大切かと思い ますけれども、規制緩和に関しては、例えば窓がない保育所もオーケーにするべきではないかとか、そ ういったような報道もありますので、ぜひここに関しては慎重に、**補助金がもらえる等関係なく、武蔵 野市が大切にしている保育のガイドラインや保育の質というところを大事にしていっていただきたいと要望いたします**。 以上です。

* 【深沢委員長】  要望ですね。ほかに。よろしいですか。  (「なし」と呼ぶ者あり)
* 【深沢委員長】  では、これにて質疑を終わります。  これより討論に入ります。  (「なし」と呼ぶ者あり)

【深沢委員長】 これにて討論を終局し、直ちに採決に入ります。 議案第65号 平成29年度武蔵野市一般会計補正予算(第1回)第1表 歳入歳出予算補正中、歳入全

部、予算総則、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)

* 【深沢委員長】  挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
* 【深沢委員長】  日程第5、陳受29第9号 武蔵境駅北口市有地有効活用事業に係る疑惑に対して真 相究明を求めることに関する陳情を議題といたします。



陳情者の方より意見を聞くため、暫時休憩いたします。

〜再開、他委員略〜

【笹岡委員】 まず、進捗状況の御報告がありましたので、そこについて1点だけ伺いたいと思いま す。6月12日に土工事とありますけれども、5月29日の地中障害物解体撤去工事といったものは、これ はどちらが費用をお持ちなのか、また、地中障害物の持ち物はもともとどこなのかということと、この **始まっている工事はどちらが費用を持っているのか**というところを確認させていただきたいと思います。

【堀内総合政策部参事】 地中にあります障害物につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、 かつてございました市の駐輪場の基礎の部分、これは地上より上の部分は解体したのですが、当時、J Rさんのほうの軌道敷への影響を考えまして、当時は地中については残したということでございます。

したがいまして、**この部分につきましては、市の持ち物**といいましょうか、ものということで、**解体は 市のほうで行うのが本来の形かと思っております**。

しかし、では市のほうであれを解体いたしました、 それから民間の事業者のほうの工事に移りますということになりますと、時間的にも、また費用的にも 二重の部分が出てまいりますので、本件につきましては募集要項の中でもその旨、**この地中障害物の解 体は民間の事業者さんの工事の中に含んでやっていただくのですよという条件を御提示した上で御提案をいただいております**ので、今やっております解体工事は民間事業者の工事ということでございます。

【笹岡委員】 としますと、市が地中障害物解体撤去工事、市がやってもよかったものの費用が浮いたというような見解でよろしいのですよね。

それで、陳情のほうに移りたいと思います。

ちょっと話を元に戻しまして、陳情のお話をさせていた だきたいのですが、ではこちらの陳情の1番にあります、**「「水面下で相談してきた事業者」は今回の PPPの当選事業者か否か、明らかにすること。」とございますが、これはそうではなくて、応募した けれども落選したという見解で合っているのですよねというのを確認させてください。**

【堀内総合政策部参事】 1点目の市としてコスト的に得をしたというのは、そのように考えてござ います。

それから2点目の、この**事前調査で御相談していた事業者ではない**ということもそのとおりでござい ます。

【笹岡委員】 そうしたら、陳情の2番目のところに行きたいのですけれども、「第三者機関のPF I・PPP協会から市のスケジュール案は一般的なものと比べて余りに短く、当該事業者以外は応募できないと思われると言われていたにもかかわらず、このスケジュール案で実施したことは、結果的に事前に情報を把握していた事業者が得をしたのではないか」というような内容と思いますが、ここの実際の 先ほどのお話を聞いておりますと、確かに最初はPPPについて市が初めて、PPPのやり方は初めてだったので、短いスケジュール感で話をしていたけれども、**コンサル等に相談していき、短過ぎるとい う指摘を受けたために長くしたというようなお話だった**と思いますけれども、こちらのスケジュール感 を時系列にわたってもう一度御説明ください、変更前、変更後を含め。

【堀内総合政策部参事】 当初、市のほうで考えておりましたスケジュール案は、平成27年の12月に 公募を開始する。

翌28年の3月には事業者を決定し、建物を建てますので1年ほどかかりますけれども、 29年の5月に建物を完成させるというようなスケジュールを当初は考えてございました。これに対しま して、コンサル業者のほうから、市民の意見も聞いたり、あるいは事業者にももっと丁寧に説明したほ うがよろしいというようなアドバイスをいただきまして、見直しましたスケジュールが、ほぼ今現在のスケジュールになっておりますけれども、28年6月に公募を開始し、

(「予告も言って」と呼ぶ者あ り)はい、それも後で申し上げます。10月に事業者を決定、それから29年の12月に建物竣工と、こういうスケジュールに変えたということでございます。

この**およそ半年ほど延期というか長くした**わけですけれども、この間に、ではどのようなことをして まいったかと申し上げますと、1つは地元の役員の方、あるいは地元**説明会などを開催し**て意見を聞い たということと、それから事業者に対しましては、28年4月28日、まず、先ほど申し上げましたように、 公募開始が28年6月23日なのですが、それから約2カ月前の4月28日に、**まず予告**というものをいたし ております。一定、このことについて事業者さんの間に**周知**をかけて、それで6月23日に**募集要項を公 表**いたしました。

それから6月30日に事業者さんへの**説明会を開催**いたしました。それから7月に入り まして2回、関心を持っていただいている事業者さんとの文書によります質疑応答、これを7月と8月 にかけまして2回やりとりをしてございます。その上で、9月に実際の提案書の受け付けというような 経過でございますので、**事業者さんにもこういう丁寧な説明の機会あるいは質疑応答の機会を設けております**ので、御参加いただいた事業者さんには同じ情報を持って同じスタートラインで提案をいただい たというふうに考えてございます。

【笹岡委員】 そうしますと、この陳情書にある趣旨である、**第三者のPPP・PFI協会がスケジ ュールが短過ぎるよと指摘をしたのにもかかわらず**、

前提が、もともと事前調査をしている事業者が水面下でやっていたから、それだけが応募することになってもいいみたいな感じで**、**短いスケジューリングのまま事業を公募予告、また公募開始をしたわけではないということですね。

としますと、この**ビラ（市民の方々が配ったビラ）**にありますように、

**「市のスケジュール案は一般的なものと比べて余りに短く、当該相談事業者以外は応募できないと考えられると、第三者としての貴重なアドバイスをもらったのにもかかわらず、武蔵野市 は平成28年6月23日にはPPP公募を開始した」**

という文は、

貴重なアドバイスをもらったにも「かかわらず」ではなく、**「貴重なアドバイスをもらったので、スケジュール感を変更し、しっかりと事業者に説明や 公募予告、公募開始、事業者説明、質疑応答なども含めスケジュール感を見直した」**

というようなことで よろしいのですよね。そうすると、ちょっと前提が違ってくるなと考えておりますが、いかがでしょうか。

もう1点は、私は確かにおっしゃるとおりに、PFI・PPP協会がコンサルとしてこれではだめですよというふうなアドバイスをしたにもかかわらず、市が無視をして断行していたら、それはやはり問題だと思います。

けれども、先ほどの午前中からのお話も聞いているとそうではなく、きちんとほかの事業者も公募できるような条件を整えるようにスケジュール感を変えていたとなると、この御指摘に当たるのでしょうかと思っております。これは私の感想です。

もう1点、先ほどお話の中で、**事前調査というのは、市プロポーザルガイドラインだったかにのっと って決めてあるもの**ですとおっしゃいましたが、こちらは私も聞いておりますと、確かにほかの会社とかでも事前調査というのはすると思います。それはリスクマネジメントの一環であると思いますし、だからといってそこが、またこの特定の事業者が事前に相談していた事業者だけを通せばいいというよう な感じで言っていたのではないのではないかなと聞いていて思いました。

この市のプロポーザルガイド ラインに沿って行ったというのは、ほかの市が行っている事業等でもあるのかどうか伺いたいと思います。

またもう1点は、開示せよ、開示せよということで黒塗りの部分が問題だというようなお話も中にはあったかと思いますけれども、**行政が出す、開示する資料として、やはり個人的な情報とか企業のスキ ームにかかわることとかというのは、事前に公表しますよというような約束をしていない限りは簡単に は出せないものだと思っている**のです。

そういったものを決められている条例とか決まりがあれば、名 前を教えていただきたいなと思います。

【堀内総合政策部参事】 一番最初のスケジュールについては、笹岡委員の御指摘のとおり、コンサ ルさんの御意見をいただいて見直した、そのとおりでございます。

それから、プロポーザルガイドラインに沿ってやっているのかということでございますが、実は、このガイドラインができたのが平成28年なのですけれども、ですので、これにきっちりのっとってやり始 めたというのはこれ以降だとは思っておりますが、それ以前からも、基本的にはこのような考え方、やり方に基づいて行ってきているというふうに理解しております。

【深沢委員長】 まだ答えていないのがあるな。開示とそれから......。

 【小島市民活動担当部長】 何にのっとってということでございますが、**情報公開条例**にのっとっ 行っております。

 【笹岡委員】 ですので、何が言いたかったかといいますと、確かに出せない情報もあるでしょうし、 それが全て黒塗り、**黒塗りで問題なのは、私は国会とかの「ノリ弁」だと思うのです**けれども、というのは、 やはり隠したいと思っているかどうかというところはしっかりと判断しなくてはいけないことだと思っています。

もう1点は、コンサルについて伺いたいと思います。コンサルについてアドバイザリー契約等も、その後とかが間違えたというようなお話があったと思いますけれども、確かに、お間違えになったことは、 間違えないでくださいよと思うのです。

しかしながら、私たちも議会としてその報告は受けているわけです、アドバイザリー委託を予定していますよとか。

それで**、さまざま私も過去の会議録を読みましたけれども、議会としても立場はさまざまありますが、いいではないかみたいな感じで進んできてはいるのです。誰も途中でちょっと待ちなさいとは言っていません。**

そこでちょっと質問したいのですけれども、この今問題となっているのは、公募において事前の情報が漏れていたこと、それは1つに、水面下で相談していたのではないかというのが一番の今回の大きな疑惑だったと思います。でも結果的にそれは違ったことが、この午前中からわかったことだと思います

が、このほかに、コンサルからさまざまな相談を受けるに当たり、コンサルとしてほかの事業者に当たったことなどはあったか、またそれは何社あったのかということを伺いたいと思います。

【堀内総合政策部参事】 PPP協会に委託した後、その前の事前調査では私どもは1社としか大枠の相談はしていなかったわけですが、PPP協会に契約してから、協会さん、コンサルさんのほうから **4社の事業者さんに同じようにこの条件でどのような提案ができるかという調査をしていただいた**とい うことでございます。

【笹岡委員】 ですので、**公募を始める前に事業者に当たること、事業者と接触を持つことが水面下の交渉として公平・公正な取引でないとするならば、このコンサルがコンサル契約書内で行った4社に対する調査というのも私は問題になってくるのではないですかと思うのです**。ですよね。

事前に市が事前調査として(「そこは午前中に触れました」と呼ぶ者あり)はい、1社にやったことが問題だとするならば、**公募前に接触したということが公正ではないというのだったらば、コンサルがこの4社に当たっているということも問題になるのではないですか。私はそうは思っていないのですけれども**、それで、 そこには2016年度5月12日の総務委員会においても議会はその報告を受けています。

（「それはさっき 言いました」と呼ぶ者あり)私が今しゃべっているのでちょっと待ってください。

【深沢委員長】 質問者は質問してください。

 【笹岡委員】 (続)そこで、コンサルにお願いして、複数社の事業者に対しましてヒアリングを行いました。その結果、本事業に関します事業者の関心は高いという御報告をいただいておりますというような**御報告を議会が受け取っております**。

それに対して地元と共生をしていきたいですとかいうお答えとか、あとは委員のほうからは、やはり武蔵境らしさを一緒につくっていきたいですよねとかいった 答えもあります。やはり地域全体の共存共栄の中にとかいった声もあるのです。

そのコンサルに関しては、詳しい御報告は、「4事業者にヒアリングして、大小さまざま、例えば施設の企画経営、運営管理をされるような業者や、不動産開発をされる業者や、経営コンサルをやる業者、大きなところから中堅のところまで聞いていただいております。」ということで、

それに対して、**やはり委員の中からも「複数業者、 4事業者ということではございますけれども、このヒアリングを行ったからといって、このプロポーザ ルが有利になるということは多分ないと思いますけれども」（２０１６年５月１２日議事録まま）**といったこと（発言）もあるのです。

実際、もう一度 確認させていただきたいのですが、事前の調査、この**市のプロポーザルガイドラインに沿って行った事前の調査、1社や、PFI・PPP協会が行った4社への相談、大小それぞれといったことは、この公 募の段階において、または事業者案をつくる段階において有利に働くものなのか**といったことをもう一 度確認させていただきたいと思います。

 【名古屋総合政策部長】 先ほど来、スケジュールの件とかお話をさせていただきました。私どもも、 それからPFI・PPP協会も、当然特定の業者に有利に働かないような配慮をしながら行うものだと いうふうに考えておりますし、現にスケジュールも、先ほど参事のほうから御説明したとおり、事業者 が予告を受けて、それから募集要項を見ていただいて、疑問があれば質問する時間も十分ありますし、 説明会も行いましたし、十分な時間的配慮も行っておりますので、そのような**不公平な取り扱いという のはないというふうに考えております**。

【笹岡委員】 私も聞いております限りはそのように感じます。

そして**その後に、公募した後に、第三者の審査委員による審査がされているわけです。これがまた市役所内の内々で行われていくようなものであれば、また透明性が確保できないのかなと思いますけれども、第三者の審査会が行われていて、 そこで決定をしていた**と。

**それすら問題だ（不透明だ）というのだったらば、そもそもこのPPP・PFIの事業のスキームが成り立たないのではないかと思う**のです。

私は、今国会に、衆院通過だったと思いますけれども、なっている官民連携推進にかかわる法律案だったかに対しては、非常に疑問に思っている立場ですけれども、そもそも今の聞いた限りでは、不正や不公平があるようなものではなかったのではないか なと、今の審査を聞いていて思いました。以上です。

〜他委員、略〜

【深沢委員長】  次に、行政報告に入ります。 それでは最初の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行委員会の設置について、これは単独でお願いしたいと思います。

 【笹岡委員】 御報告ありがとうございます。2点ほど伺いたいと思います。

オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた実行委員会の設置についてということで、いよい よ実行委員会が設置されたのだなと思って読んでおりましたが、1点、表面の一番下の、「大会を契機 とした、まちの魅力や文化の発信、観光、外国人来街者への対応の充実など、まちのレガシーにつなが る取組み」といった、このまちのレガシーといったものは、具体的にどういうことをお考えなのかとい うのが1点と、あとは分科会の設置ということで、実際の具体的なものをやる分科会が設置されたとい うことなのですけれども、その中の観光・産業・交通(輸送)分科会というところで、「まちの多言語 (英語)対応に向けた取組み」とありますが、ここの具体的なものが決まっていれば、方針等を伺いた いと思います。

【齋藤オリンピック・パラリンピック担当課長】 2点御質問をいただきました。まず資料表面の取り組み内容の下段にありますまちのレガシーにつながる取り組みということですけれども、こちらにつ きましては、例示をしましたまちの魅力や文化の発信、観光、外国人来街者への対応といったようなと ころを、これから分科会で市民団体の方々とどんな取り組みをやっていけるかということで話していき たいというふうに思っております。この取り組みが2020年、大会が終わった後もずっと継続していくよ うな効果が持たれるような取り組みとしてつながっていければ、それをレガシーと呼んでいいのではな いかというふうに思っているところでございます。

それから裏面になりまして、観光・産業・交通分科会の中の多言語対応のところでございますけれども、こちらは、この後行政報告があるかと思いますが、観光推進計画の中では、観光機構のホームペー ジですとか観光マップの中で日・英・中・韓の4カ国語の対応が既に始まっているというところがあります。

こちらが充実できるかというところがあるかと思います。また、もう一つ武蔵野市には公共サイ ンのガイドラインがございます。公共サインのガイドラインでは、まず日・英が基本ということで記載 がされておりまして、そこに加えまして、起点サインなどの大きなサインにつきましては日・英・中・ 韓、小規模のサインですとか地図記号については日・英の表記を充実させていくという方向性が出てお りますので、まずこのような方向性が決まっているところから充実させていければというふうに思って おります。まちの中、例えば商店街の中とかそういったところにつきましては、これから分科会で議論 が深まっていければ実現に向けて動けるかなというふうに思っているところでございます。

* 【深沢委員長】  それでは続けます。続けて、地域BWAについて。

【笹岡委員】 御説明ありがとうございます。何点か質問させていただきますが、そもそもこのBW Aジャパンというのはどういった会社なのかという御説明をいただきたいことが1点と、あとは、この 前例が、ほかにも地域BWAについて先行している自治体等があれば教えていただきたいなと思います。 もう1点は一番の利点というかメリットとしては、無線であることと、あと災害時の対応ができる ということなのかなと思っておりますが、そのほかもありましたらお願いいたします。 もう1点は、今後のスケジュールのところで、建物所有者の同意取得後とありますが、こちらもBW Aジャパンさんのほうでやっていただけるのかどうか。つまりは、市としてやること、準備することと いうのはどういったものがあるのか、伺いたいと思います。

【平之内広報担当課長】 BWAジャパンでございますが、今回、事業スキームとしては、免許申請 者がBWAジャパンという形になってございます。この地域につきましては、ジェイコム武蔵野三鷹が ケーブル事業者という形になっておりますが、このジェイコム武蔵野三鷹と提携をしている会社がBW Aジャパンという形になってございます。

資本につきましては、そもそもの、大もとの資本がそれぞれ 関係事業者である関係から連携されるというふうに聞いているところでございます。 先行される事例でございますが、BWAジャパンとしましては、九州の大分市、由布市で今免許を取 得して事業開始に向けた動きをしているというふうに聞いてございます。また、この地域BWAのスキーム自体につきましては、全国で免許申請が50社ほどございまして、特に平成27年度以降急速にその事 業所がふえてきているというふうに聞いているところでございます。

3点目のメリットでございますが、無線であること、災害時の利活用ということで、特に先ほどの2 枚目の資料にあります地域BWAにつきましては、これまでいわゆる無線の会社、よくある全国事業者 として有名なところはNTTドコモさんとかソフトバンクさんとかがありますけれども、そういった事 業者と全く違う帯域を使うということで、専用の帯域を使うことによって、災害時のふくそうがかなり なくなる、もしくはかなり少ないのではないかということが期待されているところでございます。また あと、資料の1ページ目の一番最初にございますところに、災害時にも一般のWi-Fiと違いという ところで、優先接続SIMつきモバイルルーターにより優先接続が可能、これは大きな特徴でございま して、全国事業者ではできない優先接続、これが地域のこの帯域においては可能であるという仕組みを 持っているということが優位性につながると考えてございます。

また、御指摘のとおり、無線であることによって初期投資、いわゆるケーブルの配線の敷設がそれほど多くない、いわゆる宅内の電源供給等 があれば、既にこの武蔵野三鷹の地域においてはこの電波が活用できるということで、設置までの初期 費用が安くなる、もしくはほぼかからないということが大きな利点になると思っております。

また、建物所有者と市との関係でございますけれども、基本的には建物所有者への交渉につきまして は、事業所が行うということになってございまして、特段市のほうで何かということはございません。 以上でございます。

〜他、略〜

【深沢委員長】 これにて質疑を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。 本日の総務委員会を閉会いたします。

○午後 6時57分 閉 会